

## 他科の先生に 知って欲しい 豆知識・・・眼科編④

### 「夢を消さないで」～教育現場での色覚検査

医) 社団聖約会 佐藤眼科医院 院長 渡辺 英 臣



平成25年3月に赤色のペンと思って使っていたのが緑色のペンだと指摘されたと訴えて中学3年生の男子が保護者と共に当院を受診しました。強度の先天赤緑色覚異常でしたが、ご本人も保護者もそれまで気づいていませんでした。読売新聞山形県版<sup>1)</sup>によれば、スポーツの才能のある高校3年生が色覚異常のため自衛隊への入隊の道が閉ざされました。本人にもまして校長は涙ながらに悲しみ、その校長はそれ以来、生徒と保護者の同意を得て、適切な進路指導の一環として色覚検査を実施しています。公益社団法人日本眼科医会の情報によれば、小学4年生の児童が色覚異常のために漢字ドリルの赤色が分からないにもかかわらず、本人の意欲の問題であるとして厳しい指導を受けた結果、不登校になった事例があります。

色覚異常検査表を用いた色覚検査は、昭和34年から色覚異常の有無及び程度を明らかにすることを目的に幼稚園から大学までの全学年で実施されていましたが、昭和49年からは小学1・4年生、中学1年、高校1年、高等専門学校の1・4年生となり、平成7年からは小学4年生のみの実施となりました。その後、色覚検査において異常と判断される者であっても、大半は支障なく学校生活を送ることが可能であること、文科省としても、手引<sup>2)</sup>を作成し、色覚異常を有する児童生徒への配慮を指導してきたことを受けて、平成14年3月の文科省局長名通知<sup>3)</sup>により、平成15年度以降学校の定期健康診断の必須項目<sup>4)</sup>からは削除されました。文科省はそれ以降も学校での健康相談で色覚に不安を感じる児童生徒及び保護者に対して、事前の同意を得て個別に検査、指導を行うこと、色覚異常検査表など検査に必要な備品を学校に備えておき、少なくとも5年程度で更新し、必要に応じて適切な対応ができる体制を整えるよう指導してきましたが、文科省の平成23年度の調査によれば、保健室に色覚異常検査表を常備している公立学校は、小学校で88%、中学校で82%、高等学校で82%に留まっています<sup>5)</sup>。また、前述の事例のように児童生徒等が自身の色覚の特性を知らないまま卒業を迎え、就職に当たって初めて色覚による就業規制に直面するという実態の報告や、保護者等に対して色覚異常及び色覚の検査に関する基本的事項についての周知が十分に行われていないとの指摘<sup>6)</sup>もあり、平成14年3月の文科省局長通知<sup>3)</sup>の通り、「教職員は、色覚異常について正確な知識を持ち、常に色覚異常を有する児童生徒がいることを意識して、色による識別に頼った表示方法をしないなど、学習指導、生徒指導、進路指導等において、色覚異常について配慮を行うとともに、適切な指導を行う」こと、並びに本年4月の文科省局長通知<sup>7)</sup>の通り、「児童生徒等が自身の色覚の特性を知

らないまま不利益を受けることのないよう、保健調査に色覚に関する項目を新たに追加するなど、より積極的に保護者等への周知を図る必要がある」と思われます。

他科の先生方も学校医等として相談を受けた場合、各学校の実情に合わせて公益財団法人日本学校保健会ホームページで示された希望調査票例<sup>8)</sup>〔別紙1〕を用いて頂きたいと思います。検査時期としては、公益社団法人日本眼科医会及び公益財団法人日本眼科学会は小学1年の2学期や中学1年を推奨<sup>6)</sup>していますが、山形県の工業高校では1年生<sup>9)</sup>に実施し、岡山県の工業高校では3年生に実施している例もあります。希望者を検査した結果、色覚異常の疑いがあれば、眼科学学校医に定期健康診断の際などに相談するか、直ちに眼科学学校医の医療機関等を受診するよう勧奨し、眼科学学校医が配置されていない保育園等では、内科学校医等に相談して近隣の眼科専門医を受診するよう勧奨して頂ければ幸いです。

いずれにしても、子供たちの夢を消さないで欲しいと願っています。

参考：

- 1) 鈴木一作：「色覚検査の必要性」、読売新聞（山形県版）、平成25年4月13日
- 2) 文部科学省：「色覚に関する指導の資料」、平成15年
- 3) 文部科学省スポーツ・青少年局長通知（13文科ス第489号）「学校保健法施行規則の一部改正等について」、平成14年3月29日
- 4) 財団法人日本学校保健会：「児童生徒の健康診断マニュアル」、平成7年3月25日
- 5) 衆議院：予算委員会 第四分科会 議事録、平成25年4月15日  
[http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index\\_kaigiroku.htm](http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_kaigiroku.htm)
- 6) 日本眼科学会・日本眼科医会：文科省スポーツ・青少年局学校健康教育課長宛要望書（日眼医学保発第30号）、平成25年10月24日
- 7) 文部科学省スポーツ・青少年局長通知（26文科ス第96号）「学校保健安全法施行規則の一部改正等について（通知）」、平成26年4月30日
- 8) 公益財団法人日本学校保健会ホームページ、色覚検査申込書の例  
[http://www.gakohoken.jp/0temp/090204\\_02.doc](http://www.gakohoken.jp/0temp/090204_02.doc)
- 9) 鈴木一作：提言「色覚検査を希望者に」、山形新聞、平成26年6月27日

[別紙1]: 希望調査に関わる色覚検査申込書の例 [http://www.gakohoken.jp/0temp/090204\\_02.doc](http://www.gakohoken.jp/0temp/090204_02.doc)

|  |   |
|--|---|
| 平成 年 月 日   |   |
| 保護者 各位   |   |
| _____ 学 校 長 _____  |   |
| 色覚検査について   |   |
| <p>先天色覚異常は男子の約5%(20人に1人)、女子の約0.2%(500人に1人)の割合にみられます。色がまったく分からないのではなく、色によって見分けにくいことがある程度で、日常生活にはほとんど不自由はありません。しかし、状況によっては色を見誤って周囲から誤解を受けることや、色を使った授業の一部が理解しにくいことがあるため、学校生活では配慮が望まれます。</p> <p>本人には自覚のない場合が多く、子どもが検査を受けるまで、保護者もそのことに気づいていない場合が少なくありません。治療方法はありますが、授業を受けるにあたり、また職業・進路選択にあたり、自身の色の感じ方を知っておくためにもこの検査は大切です。</p> <p>本校では学校医と相談した結果、色覚異常の児童生徒に配慮した指導ができるよう、希望者を対象に色覚検査を行うことにしました。検査結果は保護者にお知らせします。以上をご理解いただき申込書にご記入のうえ、月 日までに担任にご提出ください。</p> <p>.....</p> |   |
| 色 覚 検 査 申 込 書  |   |
| 学 校 長 様  |   |
| 平成 年 月 日   |   |
| 色覚検査を希望します   |   |
| 年 組  |   |
| 児童生徒名 _____  |   |
| 保護者氏名 _____  | 印 |